

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上田アメリカンドラッグショッピングモール
上田市踏入2-1154-4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社モリキ
飯山市南町13-3
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)モリキ	午前10時	午後9時
(株)セブン-イレブン・ジャパン	24時間	

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)モリキ	午前7時	午後10時
(株)セブン-イレブン・ジャパン	24時間	

- (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時から 午後5時まで	午前4時から 午後10時まで
2	24時間	24時間

- 4 変更する年月日
平成30年11月1日
- 5 届出年月日
平成30年10月31日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年11月19日から平成31年3月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
安曇野都市計画公園 2・2・16号 北城公園
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び安曇野市役所

都市・まちづくり課

正 誤

平成30年2月22日付け長野県告示第138号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中

ページ 行(箇所)

6 左側下から19

誤 阿南町(次の図に示す部分に限る。)

正 阿南町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿南町(次の図に示す部分に限る。)

森林づくり推進課

平成30年2月26日付け長野県告示第148号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中

ページ 行(箇所)

2 右側下から4

誤 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

正 立木の伐採の限度

森林づくり推進課